

個人事業者の財務諸表を作成する方法

はじめに

確定申告も終わり、個人事業者の経営状況分析の時期になりました。

個人事業者の確定申告書には、青色申告書が65万円控除と10万円控除の2種類と、白色申告書があります。

今月号では、確定申告書から建設業様式の財務諸表を作成するうえでの注意点を解説してまいります。

なお、本文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ、お断りしておきます。

青色申告（65万円控除）

青色申告で65万円控除の申告は、事前に「青色申告承認申請書」を税務署に提出したり、複式簿記で記帳することが条件となりますが、白色申告に比べて、いくつものメリットがあります。

所得から65万円控除できること、赤字申告をした場合の3年間の繰越しができること、同居または生計を一にしている15歳以上の配偶者や親、子等を専従者給与として所得から差引くことができる等々です。

65万円控除の申告書は、貸借対照表と損益計算書がありますから、建設業様式財務諸表の作成も比較的容易です。

誤りが多い箇所としては、確定申告書添付の貸借対照表では、貸方（右側）に貸倒引当金が記載されていますが、建設業財務諸表では資産の部に△で記載してください。

また、事業主貸勘定が確定申告書添付の貸借対照表では借方（左側）に記載されていますが、建設業財務諸表では純資産の部に△で記載してください。

個人事業主の場合、事業用と個人用で完全にお金を分けることはなかなか難しいため、事業用のお金から個人用の支出をするときに使用する科目です。

短期または長期貸付金に計上してある場合がありますが、誤りですのでご注意ください。

次に損益計算書についてですが、確定申告書添付の損益計算書の青色申告特別控除前の所得金額が、建設業財務諸表の事業主利益になります。

青色申告（10万円控除）

青色申告で10万円控除の申告も、事前に「青色申告承認申請」を税務署に提出しなければなりません。単式簿記の記帳で、申告時に貸借対照表の添付義務はありません。

また、所得から差引きできる特別控除額は10万円ですが、65万円控除と同様に、赤字申告をした場合の3年間の繰越しができることや、専従者給与の必要経費算入ができる等のメリットがあります。

建設業財務諸表を作成する注意点として、損益計算書についてですが、65万円控除と同様に、確定申告書添付の損益計算書の青色申告特別控除前の所得金額が、建設業財務諸表の事業主利益になります。

なお、貸借対照表については、10万円控除の確定申告者は、単式簿記である現金主義の選択者になるため作成していません。

現状の経営状況分析の際は、現金預金や完成工事未収入金や工事未払金等の掛取引の額をヒアリングして作成しているようですが、疑問があります。

私見ですが、完成工事未収入金や工事未払金の相手科目は、完成工事高や工事原価になります。

青色申告（10万円控除）の損益計算書は現金主義で作成されているわけですから、完成工事未収入金や工事未払金の掛勘定が計上されていることは、不合理であると思われます。

事業用の預金残高と、事業用の借入残高、および減価償却明細の未償却残高をもとに固定資産の記載をする等、明らかな確認資料を根拠に貸借対照表を作成することが合理的な方法と考えられます。

さらに、貸借の差額を現金預金で調製しているケースが見られますが、決算期末の現金預金残に変動があることはありませんので、事業主貸勘定または事業主借勘定で調製するのが正しい方法です。

白色申告

白色申告は事前の届出がなくても申告できますが、青色申告に比べると、特別控除や、欠損金の繰越、専従者給与等の優遇がありません。

また、平成26年1月から、従来は義務のなかった記帳・帳簿の保存が義務づけられました。

建設業財務諸表を作成する注意点として、損益計算書については、専従者控除前の所得金額が、事業主利益になります。

専従者控除は、白色申告の所得控除であって、損益計算書の費用科目である給与ではありませんので、ご注意ください。

貸借対照表については、青色申告（10万円控除）の作成方法と同様です。